

令和8年3月17日

自衛隊東京地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。

2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
39	車両借上	自衛隊東京地方協力本部	8.4.1～8.6.30	8.3.17	8.3.24 10:00	8.3.24 10:00		

4 契約締結については令和8年4月1日付とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒162-8850 東京都新宿区市谷本村町10番1号

(1)契約等に関するお問い合わせ

自衛隊東京地方協力本部 総務課 会計班 担当:木村

電話番号:03-3268-3111(内線48045) メールアドレス:adm1-tokyo@pco.mod.go.jp (admの次は数字の1)

(2)仕様書等に関するお問い合わせ

自衛隊東京地方協力本部 総務課 管理班 担当:黒木

電話番号:03-3268-3111(内線48053) メールアドレス:adm1-tokyo@pco.mod.go.jp (admの次は数字の1)

※メールを送付した場合は、必ず着信の確認をお願いします。

入 札 書
見 積 書

調達要求番号	6PDY1A10004	契約実施計画番号	6PDY1AM00070
--------	-------------	----------	--------------

金 額

(税 抜)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
車両借上	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
合 計					
納 入 場 所	自衛隊東京地方協力本部	納 期	8.4.1 ~ 8.6.30		
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「駐屯地用標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年3月24日

分任契約担当官

自衛隊東京地方協力本部長

鹿子島 洋 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者 及
び 連 絡 先

仕 様 書

作成	年月日	令和8年2月13日
	所 属	自衛隊東京地方協力本部募集課
	階級・氏名	3等陸佐 金子 順一
件名	車両借上	
数量	一 式	

1 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、自衛隊東京地方協力本部において募集業務等に使用する車両借上について適用する。

(2) 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時には最新版とする。

(4) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 借上に関する要求

(1) 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、契約相手方が規定する社内規定及び商慣習による。

(2) 車種及び台数

軽自動車2台

(3) 補償及び付属品

ア 補 償

契約相手方負担の免責補償制度を付与

イ 付属品

ドライブレコーダー、カーナビゲーション、ETC車載器

(4) 借上期間

令和8年4月1日(水)より令和8年6月30日(火)まで

(5) 納入場所及び返納場所

自衛隊東京地方協力本部駐車場(東京都新宿区市谷本村町10-1)

(6) 定期整備及び車検

契約相手方が実施する。

(7) 借上期間中の補償

借上期間中の補償については、最低補償額を次のとおりとし、その他記載のない事項については契約相手方の社内規定によるものとする。官側の過失により、損害が発生した場合は、官側と協議するものとする。

ア 対人補償（1名につき）無制限

イ 対物補償（1事故につき）無制限

ウ 車両補償（1事故につき）車両時価額

エ 人身傷害補償（1名につき）3000万円

(8) 借上期間中の事故等の処置

借上期間中に事故等により借上車両が運行不能となった場合の処置については、契約相手方が速やかに復旧の処置を講ずる。

なお、速やかに復旧することが困難な場合については、復旧に要する期間中は、同等な代車を納入する。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 保 全

契約相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た情報の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは官側の承認なく行ってはならない。また、契約終了後も同様とする。

5 その他

この仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。